高等学校等就学支援金交付余等

平成30年度概算要求額(案) 3,676億円(平成29年度予算額 3,668億円)

〈内訳〉 高等学校等就学支援金交付金(新制度・旧制度) 公立高等学校授業料不徵収交付金(旧制度)

要

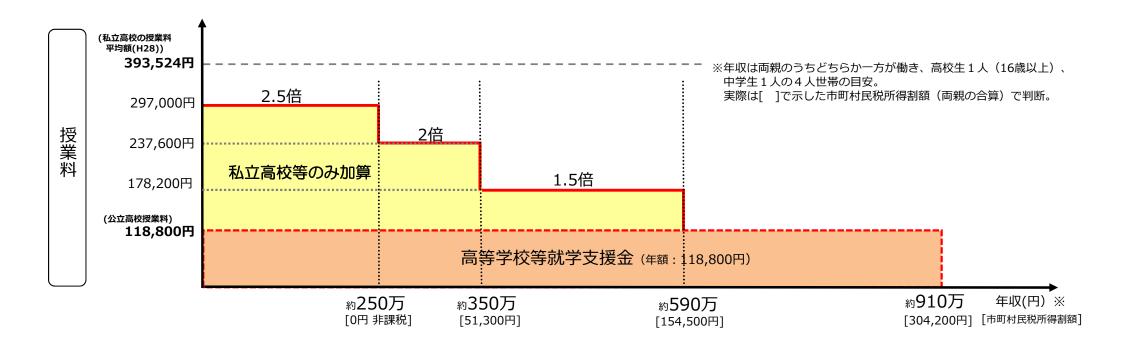
3,632億円 0.2億円 高等学校等就学支援金事務費交付金 44億円

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を 支給(学校設置者が代理受領)することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

◆対象となる学校種

国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等 課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種 学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

- ◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円(市町村民税所得割額 304,200円)以上の世帯の生徒については、 就学支援金を支給しない。
- ◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて 59.400円~178.200円を加算して支給。



高校生等奨学給付金の拡充

平成30年度概算要求額 : 155億円【19億円増】

平成29年度予算額 : 136億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。(国庫負担1/3)

拡充内容

〈非課税世帯 全日制等(一子単価)の給付額の増額〉

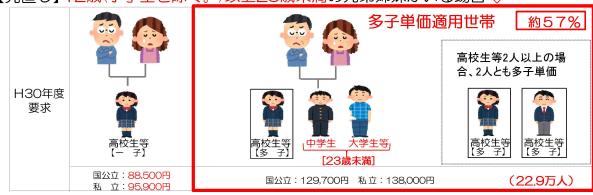
世帯区分	給付額(年額)			
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円
非課税世帯 全日制等(一子単価)	国公立	75,800円 ↓ (+12,700円) 88,500円 教科外		84,000円 ↓ (+11,900円) 95,900円 の増
非課税世帯 全日制等(多子単価)	国公立	129,700円	私立	138,000円
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円

〈多子世帯への支援を強化(給付要件の見直し)〉

【現行】15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合



【見直し】12歳(小学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 ↓ 約10.3万人増



義務教育段階の就学援助(概要)

平成30年度概算要求額 7.2億円 (平成29年度予算額:7.2億円)

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、<u>市町村は、</u> 必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者・・・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成26年度 約14万人】
- ②準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 (認定基準は各市町村が規定)【平成26年度 約135万人】

3 要保護者等に係る支援 【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要:市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目:学用品費/体育実技用具費/新入学児童生徒学用品費等/通学用品費/通学費/修学旅行費/校外活動費/医療費/学校給食費/クラブ活動費/生徒会費/PTA会費
- ③国庫補助率:1/2(予算の範囲内で補助)
- ④平成30年度概算要求事項:

修学旅行費の単価引き上げ ①小学校:21,490→22,650円、②中学校:57,590→60,700円

4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を 行い、各市町村が単独で実施している。